

## 第2章 学校事務職員の職務の現状

学校事務職員は、「学校におかれる職員」<sup>(1)</sup> であり「職務と責任の特殊性」<sup>(2)</sup> があり、「教育に関する職」<sup>(3)</sup> と規定されている。また、任用基準が自治体における「吏員に相当する者及びこれに準じる者」<sup>(4)</sup> として定められ、行政職任用となっている職である。

その職務は「事務に従事する」<sup>(5)</sup> と、また、事務主任は「事務をつかさどる」<sup>(6)</sup> と定められているだけで、職務の内容が明らかに定まっていない。現実の運用は、学校ごとに「校務分掌」<sup>(7)</sup> によって、校務として整えられていることになっているが、学校間に差異があり一定でない。

小中学校における学校事務職員の配置のほとんどが単数であることから、ライン職として体系付けられないため、職務（責任と権限の度合い）を明確に表すことができない。しかし、経験を積むことによって、専門的知識を備え、高度な事務を遂行しており、「高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる」<sup>(8)</sup> 職として位置付けられ、学校経営におけるスタッフとしての色彩を強く示している。

このような状況において、職務の内容を簡単に単位事務で表わすとき、初任の事務職員と経験を積んだ事務職員の職務の差異を一律に規定できず、職務の明確化を困難にしている。

### 資料 1

- (1) 学校教育法第28条・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条
- (2) 地方公務員法第57条
- (3) 学校教育法施行規則第 8条
- (4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 2条 地方自治法 第 172条・第173 条
- (5) 学校教育法第28条
- (6) 学校教育法施行規則第22条の5
- (7) 学校教育法第28条・学校教育法施行規則第22条の2
- (8) 市町村立小中学校管理運営規則（準則）第26条